

交通安全教育 指導者マニュアル



RAI (ライ)

REN (レン)

交通安全教育 担当者の方へ

- この『交通安全教育マニュアル』は、幼児から高校生までを対象として、交通安全教育指針に沿って作成しています。
- 教育対象（幼児・児童・中学生・高校生）ごとに必要な交通安全教育知識等を掲載していますので、交通安全教育の参考にしてください。



学校における交通安全教育

学校保健安全法

第27条 学校安全計画の策定等

学校安全計画

生活安全

交通安全

災害安全

交通安全の確保と交通安全教育の徹底

自他の生命の尊重という基本理念に立って、身近な交通環境における様々な危険に気付いて的確な判断の下に安全に行動できる態度や能力を養う。

交通社会の一員として、その責任を自覚し、自己の安全のみならず他の人々や社会に貢献できる健全な社会人を育成することを目指して、学校教育活動の全体を通じて行う。

● 幼稚園

- 道路の歩行
- 道路の横断
- 乗り物の安全な利用

● 小学校

- 道路の歩行と横断
- 乗り物の安全な利用と自動車の機能
- 自転車の安全な乗り方と点検

● 中学校

- 自転車の安全な利用
- 自動車の基本的な構造と機能
- 交通事故防止と安全な生活

● 高等学校

- 自転車の安全な利用
- 二輪車・自動車の特性
- 交通法規
- 交通事故と防止対策

目次

1 交通安全教育指針	1
2 交通安全教育を行う者の基本的な心構え	2
3 幼児に対する交通安全教育	3
1 飛び出しの危険	4
2 道路標識・標示の種類と意味	4
3 歩行者の通行方法	5
4 道路の横断方法について	5
5 信号機のある交差点を利用する場合	6
6 信号・横断歩道のないところを横断する場合	6
7 車の直前・直後横断	7
8 雨の日の通行方法	7
9 自動車の特性と合図	7
10 チャイルドシートの正しい着用の徹底	8
11 自転車の安全な乗り方	8
12 幼児の保護者に対する指導	9
4 小学生に対する交通安全教育	10
1 歩行者としての基本	11
2 雨天時に気をつけること（全学年）	12
3 夕暮れ・夜間の交通事故防止（全学年）	12
4 自転車の安全利用（低学年）	13
5 自転車の安全利用（中・高学年）	14
6 自転車での交差点の安全な通行（中・高学年）	14
7 自転車の交通ルールの遵守と交通事故防止（高学年）	16
8 保護者に対する指導	18
5 中学生に対する交通安全教育	19
1 中学生が関係する交通事故の発生状況	20
2 歩行者としてのルールの再確認	20
3 自転車の安全利用のために	20

4	自転車の正しい乗り方	21
5	自動車等に関して知っておくべき事項	24
6	保護者に対する指導	24
6	高校生に対する交通安全教育	25
1	高校生が関係する交通事故の発生状況	26
2	交通安全対策の概要	26
3	交通社会の一員としての自覚	26
4	運転者の責任	26
5	交通安全活動への参加	26
6	自転車の安全利用	27
7	交通事故発生時の措置	27
7	参考資料	28
1	歩行者の通行区分	28
2	歩道	28
3	路側帯	28
4	車両等	29
5	横断歩道	30
6	自転車横断帯	30
7	信号機の灯火（歩行者・自転車）	31
8	自転車の通行区分	33
9	一時停止	34
10	交差点の安全進行義務	34
11	乗車用ヘルメットの着用	34
12	自転車運転者講習	35
13	規制標識	36
14	車の標示マーク	37
15	自転車関係の安全マーク	37
8	警察からのお知らせ	38

1

交通安全教育指針

国家公安委員会は、交通安全教育を行う者が効果的かつ適切に交通安全教育を行うことができるように、地方公共団体や警察が行う交通安全教育の基準となる、「交通安全教育指針」を作成し、公表しています。この指針には、指導者の基本的な心構えのほか、教育を受ける側の年齢等に応じた体系的な交通安全教育の内容及び方法が示されています。

警察では関係機関・団体と協力しつつ、この指針を基準として、幼児から高齢者に至るまでの各年齢層を対象に、交通社会の一員としての責任を自覚させるような交通安全教育を実施しています。

◆ 年齢層に応じた交通安全教育

幼 児

- 日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能と知識を習得させる教育

小 学 生

- 歩行者や自転車利用者として必要な技能及び知識を習得させる教育

中 学 生

- 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させる教育

高 校 生

- 安全に自転車を利用するために必要な技能及び知識を再認識させる教育
- 交通事故の当事者としての責任について理解させる教育

成 年 人
高 齢 者

- 運転免許取得時・取得後の交通安全教育
- 免許を取得していない者に対する歩行者・自転車利用者向けの教育
- 参加、体験、実践型の交通安全教育
- 家庭訪問指導

2

交通安全教育を行う者の基本的な心構え

1

交通安全教育の意義についての理解

交通安全教育が道路交通の安全を確保するための重要な手段であること、交通安全に関する施策全体における交通安全教育の役割を理解する。

2

受講者の特性等に応じた教育内容及び方法の選択

年齢、主な通行の態様等の交通安全教育を受ける者の特性に応じたものにし、地域の道路及び交通の状況、実施時期、天候等に配慮する。

3

受講者の理解を深める交通安全教育

単に交通ルールや交通マナー（以下「交通ルール等」という。）を覚えさせ、遵守するよう指導するだけでなく、それぞれの交通ルール等が定められている理由を示し、交通ルール等を守らない場合の危険性・迷惑性について具体的に説明するなど、理解が深まるよう努める。

4

参加・体験・実践型の教育手法の活用

受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用する。

5

交通安全教育の効果測定

受講者に対してアンケート等を実施し、交通安全に関する技能及び知識に関する習得度を把握したり、受講者と未受講者との交通事故発生状況を比較するなど、常に効果的な交通安全教育が実施できるようにする。



3

幼児に対する交通安全教育

《幼児に対する交通安全教育の目的》

- 心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを守らせ、交通マナーを実践する態度を習得させる。
- 日常生活において安全に道路を通行するために、必要な基本的技能及び知識を習得させる。

《保護者・保育者等が、認識すべき幼児の特徴》

- 1つのことに注意が向くと、まわりのものが目に入らなくなる。
遊びに夢中になっている時、ボールが転がり出た時、道路の反対側から親が声をかけた時など、1つのことに注意が向くと進行してくる車に注意することなく走り出す。
- ものごとを単純にしか理解できない。
車は止まってくれるもの、運転手はいつも自分を見ているものだと思い込む傾向がある。車の死角や制動距離については理解できない。
- 気分で行動が変わる。
嬉しいこと、悲しいことで頭がいっぱいになると、周囲が見えなくなり、急に走り出したり、飛び出したりする。
- 大人のまねをする、大人に依存する。
周囲の状況を判断する能力が未熟であるため、危険な行動も平然とまねをする。特に信頼する保護者の行動が常に正しいと思い込む。
- 応用することができない。
いつも通る道路では交通ルールを守ることができても、慣れない道路ではそれを応用して守ることができない。
- 物陰で遊ぶ傾向がある。
駐車車両や電柱等、物陰に隠れて遊ぶことを好み、そういった場所が危険であることが分からない。

《幼児に対する交通安全教育の内容》

1

飛び出しの危険

● 飛び出しの危険性

- ・道路への飛び出しの危険性を具体的に示し、理解させる。

道路への飛び出し

- ・転がったボールを追いかけて飛び出す。
- ・道路の反対側に親や友達を見つけて飛び出す。



- ・車は急に止まることが出来ないなど、なぜ危険なのかを問いかける。
- ・交差点手前では必ず止まり、車両が来ていないか確認する。
- ・道路を歩く時は保護者と手を繋ぐ。独り歩きをしてはならないことを理解させる。

● 飛び出しにつながりやすい場所

- ・家や公園から道路へ出る時、曲がり角、横断歩道を渡る時は、必ず止まって安全確認をさせる。

● 交差点での一時停止と安全確認

- ・普段の生活における具体的な行動パターンを設定し、交差点手前で止まって、手をあげて横断の意思を示し、左右の確認や左右から来る車両が止まってから横断する方法を教え、実践させる。



5ページ参照

2

道路標識・標示の種類と意味

● 道路標識・標示の役割

- ・交通ルールを表しているものが道路標識・標示であることを理解させる。
- ・歩行者、自転車、自動車は標識に従って交通ルールを守らなければならないことを教える。



36ページ参照

● 標識の形・色・意味

- ・標識には、赤色・青色・黄色といった目立つ色が使われており、種類によって決められている。
- ・形は、実際よりも大きく見えやすい丸型や注意を引きつけやすい三角型、ひし形が使われており、種類によって決められている。

● 道路標示の意味

- ・「横断歩道」「一時停止」など、標識と同じ意味のあるものや、身近な標示から教える。
- ・標示の形や大きさも、標識と同様に、種類によって決まっている。



3

歩行者の通行方法

● 歩道や路側帯の特性を理解した上で通行する。

- ・歩道や路側帯（歩行者の通行に十分な幅があるもの）がある時は、そこを通行しなければならない。
- ・歩道は、段差や縁石で車道と区切られているが、路側帯は白線のみであるため、車が通る危険性があることを教える。
- ・自転車が通行する場合があるので、自転車に気をつける。

● 歩道や路側帯のないところ



28ページ参照

- ・道路の右端を通行しなければならない。
（ただし、右端を通ると横断を繰り返すことになって、かえって危険な場合などは、左端を通ることができる。）
- ・駐車車両や電柱があれば、一度立ち止まって安全確認させる。

● 保護者がいる場合

- ・必ず保護者と手をつなぐ。
- ・車道側を保護者が歩く。

歩道を歩く時のポイント

- ・歩道を走る自転車に注意する。
- ・店などに入ったり出たりする車に注意する。
- ・歩道の切れ目では手前で止まって安全確認する。

路側帯を歩く時のポイント

- ・自転車に注意する。
- ・店などに入ったり出たりする車に注意する。
- ・駐停車車両のドアや発進に注意する。



4

道路の横断方法について



30～32ページ参照

● 原則、横断歩道や信号交差点を利用する。

- ・横断歩道や信号機の役割について教える。
- ・近くに横断歩道や信号機がある場合は、その横断歩道又は信号交差点で横断しなければならないことを教える。
- ・すぐに渡らず、車道から距離をとって必ず止まって左右の安全確認をする。
- ・模擬道路で、単路、交差点での安全確認方法を練習させる。

● 横断歩道の渡り方

- ・必ず止まって、左右の安全確認をさせる。
- ・手を上げ、横断する意思を明確に伝える。
- ・車が来ないことを確認した上で渡る。
- ・横断中も油断せず、車が来ないか左右の安全確認をする。

● 横断歩道で車が停止した場合の渡り方

- ・運転者の目を見て確認（アイコンタクト）する。
- ・他の車に十分に注意しながら横断する。

5

信号機のある交差点を利用する場合

● 信号の色の理解

➡ 31・32ページ参照

- **赤**色・・・渡ってはいけない。
- **黄**色（歩行者用信号機は青点滅）・・・渡り始めてはいけない。
- **青**色・・・進むことができる。

● 歩行者用信号機

- 歩行者用信号機がある場合は、それに従う。

● 信号に従って横断する

- 青色信号でもすぐ渡り始めず、車が止まっていることを必ず確認する。

信号機を利用する時のポイント

- 指導者は子どもと同じ目線になり、声をかける。
- 青色信号でもすぐ渡り始めず、車が止まっていることを確認する。
- 信号が変わりそうな時（歩行者用信号機の点滅）は、再び信号が青に変わるまで待つ。
- 車が止まった時は、運転者の目を見て確認（アイコンタクト）する。
- 手を上げて横断する。

6

信号・横断歩道のないところを横断する場合

● 安全な渡り方

- **止まる**・・・歩道等の安全な場所で立ち止まり、手を上げ、横断する意思を明確に伝える。
- **見**る・・・左右・前後（車が来る方向）を確認する。
- **待**つ・・・車が近づいている場合は通過するまで待ち、もう一度、まわりの安全を確認する。
- **確かめる**・・・真っ直ぐ渡り、横断中も左右の安全を確かめながら渡る。特に左方向から進行して車両に注意する。（斜め横断は横断距離が長く、横断に時間がかかり危険である。）

● 車が停止した場合

- 運転者の目を見て確認（アイコンタクト）する。
- 他の車両に十分注意して横断する。



7

車の直前・直後横断**● 駐車車両の直前・直後横断の危険性**

- ・実車を利用して、走行車両から見にくいことを教える。
- ・やってはいけないと理解させる。
- ・駐車車両のほか、電柱や建物などの物陰から渡らないことを指導する。

● 走行車両の直後横断の危険性

- ・車が通り過ぎた直後は、通過車両が死角となって、左右の確認ができないため、渡ってはいけないと理解させる。

8

雨の日の通行方法**● 運転手から確認し易い服装**

- ・白色や黄色などのよく目立つ色の長靴・レインコートを着用する。

● 傘の持ち方・さし方

- ・両手で持ち、真っ直ぐさす。
- ・前が見えにくくなるような傘のさし方をしない。

● 注意点

- ・傘で遊ばない。
- ・信号待ちなどの場合は、自動車と傘が接触しないように、車道から離れて安全な場所で待つ。



9

自動車の特性と合図**● 自動車と歩行者との違い**

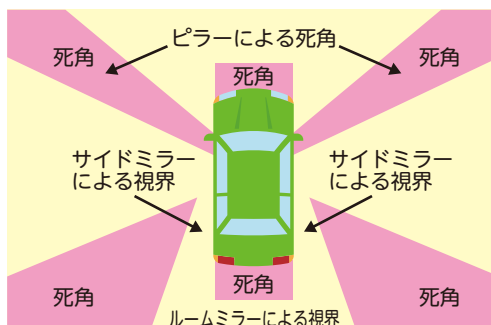
- ・交通事故が起きた場合、歩行者が大きなけがをすることを理解させる。

● 自動車の特性

- ・方向指示器、バックランプ、ブレーキランプによる合図の意味を理解させる。
- ・車は急に止まれないことを理解させる。
- ・車の近くで遊ぶと運転手から見えないこと（死角）があることを理解させる。



29ページ参照



10

チャイルドシートの正しい着用の徹底

● 重要性

- ・着用のご大切さ、重要性を教える。(車外放出の危険)
- ・チャイルドシートに座ることを習慣化させる。

● 乗降時の注意点

- ・車に乗る時は保護者が正しく着用し、降ろす時も保護者が外す。
- ・勝手に乗り降りしないよう教える。

11

自転車の安全な乗り方

● ヘルメットの重要性

- ・頭を守ることが命を守ることに繋がることを教える。

● 乗せてもらう時

- ・ひとりで自転車に乗車しない。
- ・暴れない、後ろを向かない。
- ・ひとりで乗ることが出来ても、道路は通行しない。



◆交通安全教育を行う時の注意点とポイント◆

- 幼児の特性を理解し、一度にたくさんのことを指導しないようにしましょう。
- 短時間で効果的に行いましょう。
- 幼児が理解しやすい言葉で説明しましょう。
- 画像や絵など視聴覚に訴える教材を使用して、幼児が理解しやすい工夫をしましょう。
- 抽象的な言葉ではなく、「どの方向から何が来る」「何を見る」のか具体的に指導しましょう。
- 普段利用する自宅周辺や保育機関周辺を実際に歩き、こどもの目線で道路の危険な箇所を点検しましょう。



12

幼児の保護者に対する指導

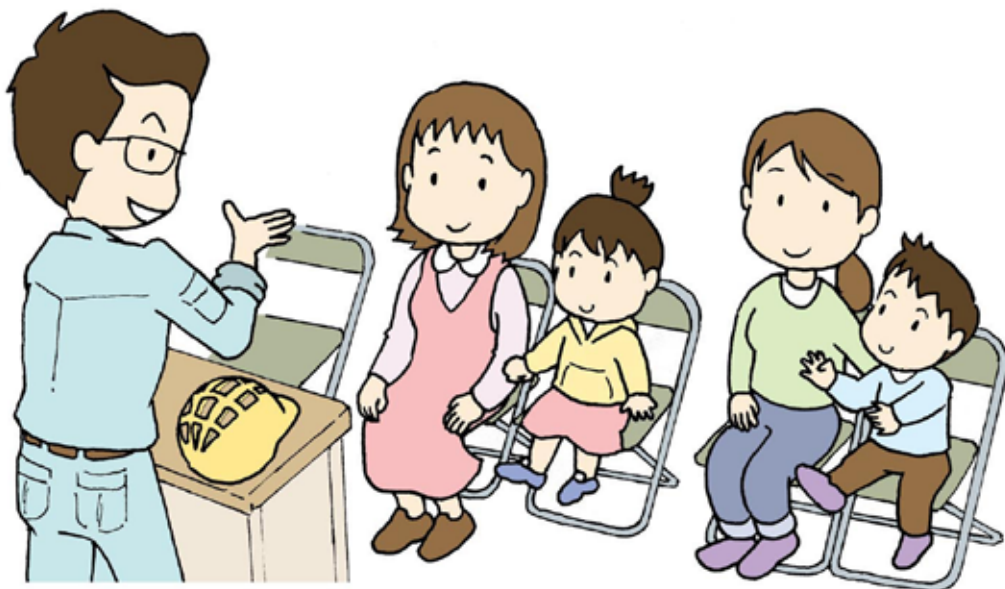
● 基本的事項

- ・ 保護者の責任を自覚させる。
- ・ 日常生活の中で、繰り返し交通ルール等を教えることの重要性を理解させる。
- ・ 常に幼児の手本となるよう指導する。

● 具体的な指導内容

- ・ 幼児に対し、道路の飛び出し、走行車両の直前・直後横断等の危険性を繰り返し教えるよう指導する。
- ・ 外出する場合は、目立つ色の活動しやすい服装で、反射材を身につけさせる。
- ・ 自動車乗降時は、保護者が周囲の安全を確認してから、幼児を乗り降りさせる。
- ・ 体格に合ったチャイルドシートを使用し、幼児がみだりに動き回る等、運転操作に支障となるような行動をとらないようにする。
- ・ 幼児を自転車に乗車させる場合は、乗車用ヘルメット、幼児用座席のベルトを着用させる。
- ・ 自転車損害賠償責任保険等に必ず加入し、万が一の事故に備える。

- 幼児に対する保護者の影響力は極めて大きいものです。
- 保護者が日頃から交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することにより、幼児に手本を示すようにしましょう。
- 保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けたり、幼児に対する交通安全教育の場に、できる限り保護者の参加を求めましょう。



4 小学生に対する交通安全教育

《小学生に対する交通安全教育の目的》

- 歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させる。
- 道路における危険を予測し、回避して安全に通行する意識を向上させる。
- 道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行できるようにする。

《交通安全教育上、認識すべき小学生の特徴》

● 低学年（1～2年生）

- ◇ 自己中心性の強い行動が見られる。
- ◇ 判断を大人に委ねる傾向がある。
- ◇ 社会性の芽生えが見られる行動をするようになる。
- ◇ 集中力が乏しい。



● 中学年（3～4年生）

- ◇ 問題解決能力が発達し、物事に積極的に取り組むようになる。
- ◇ 独り立ちしようとする態度が育つ。
- ◇ 友人との結びつきが強くなる。
- ◇ 想像力、言葉による理解力、意識力が育ってくる。



● 高学年（5～6年生）

- ◇ 一人前であるという背伸び意識が芽生える。
- ◇ 自分なりの考えで行動するようになる。
- ◇ 意識力、分析力、判断力がつき、自意識も強くなる。



《小学生に対する交通安全教育の内容》

1

歩行者としての基本

● 歩道通行

- ・歩道について理解させる。
- ・歩道を横断する車に注意する。

● 路側帯通行

- ・路側帯の種類について教える。



28ページ参照

● 歩道、路側帯のない道路の通行

- ・道路の右端を通行する。

● 安全な横断

- ・安全確認の重要性を認識させ、習慣化させる。
- ・交通安全施設（信号機、横断歩道等）を利用させる。
- ・横断禁止道路、斜め横断、車両等の直前直後横断等の禁止について教える。

● 道路標識・標示

- ・道路標識の種類と意味について教える。

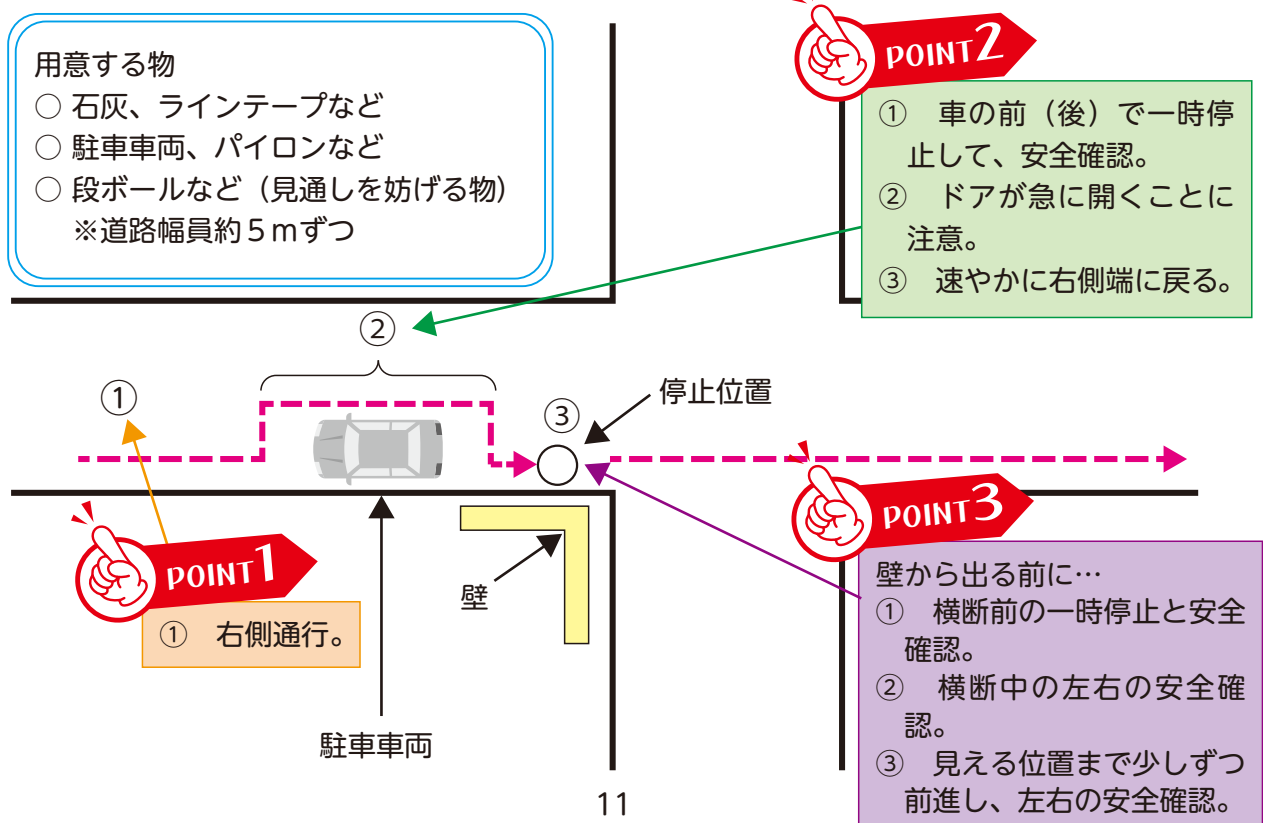


36ページ参照

● 安全な横断の仕方

- ・訓練コースを設定した実践指導を行う。

《訓練コースと指導ポイント》（例）



2

雨天時に気をつけること（全学年）**● 車に起因する危険**

- ・路面が濡れていることにより、車両の停止距離が長くなる。
- ・車両運転者の視界不良により、歩行者、自転車の発見が遅れる。

● 歩行者に起因する危険

- ・周りの安全確認が不確実になりやすく、動きが緩慢となり、注意力が低下する。

**● ポイント**

- ・運転者から発見されやすいように、目立つ色の傘・服装を身につける。
- ・身軽に行動ができるように、荷物はできるだけまとめる。
- ・周りの音を聞いたり、状況が良く見えるように傘は真っ直ぐさす。
- ・信号待ちの時は、傘が走行中の車両等に接触しないように、車道から離れて、安全な場所で待つ。
- ・傘で遊ばない。

3

夕暮れ・夜間の交通事故防止（全学年）**● 夕暮れ・夜間の危険**

- ・ドライバーが、歩行者に気づかない場合がある。
- ・車両との距離感覚が分かりにくい。

**● ポイント**

- ・外出時は白色や黄色などの明るい色の服装で反射材を身につける。
- ・鞆、靴等に反射材を付ける。
- ・道路横断時や車とすれ違う時は、昼間に比べて、より一層注意する。
- ・信号機のない所で横断する場合は、照明のある所などできる限り明るい所を選ぶ。

4

自転車の安全利用（低学年）

● 基本的事項

・道路交通法上、自転車は車両の一種であり、道路を通行する場合は、車両として交通ルール等を守らなければならないことを理解させる。



29ページ参照

● 乗る前の注意

- ・身体の大きさにあった自転車を選ぶ。
- ・ヘルメットを着用する。
- ・自転車の押し歩き方を教える。

● 安全に乗る

- ・正しい乗車姿勢を習得し、習慣化させる。
- ・両手でしっかりブレーキをかける。
- ・歩道は歩行者が優先であることを理解させる。

● 周囲の確認

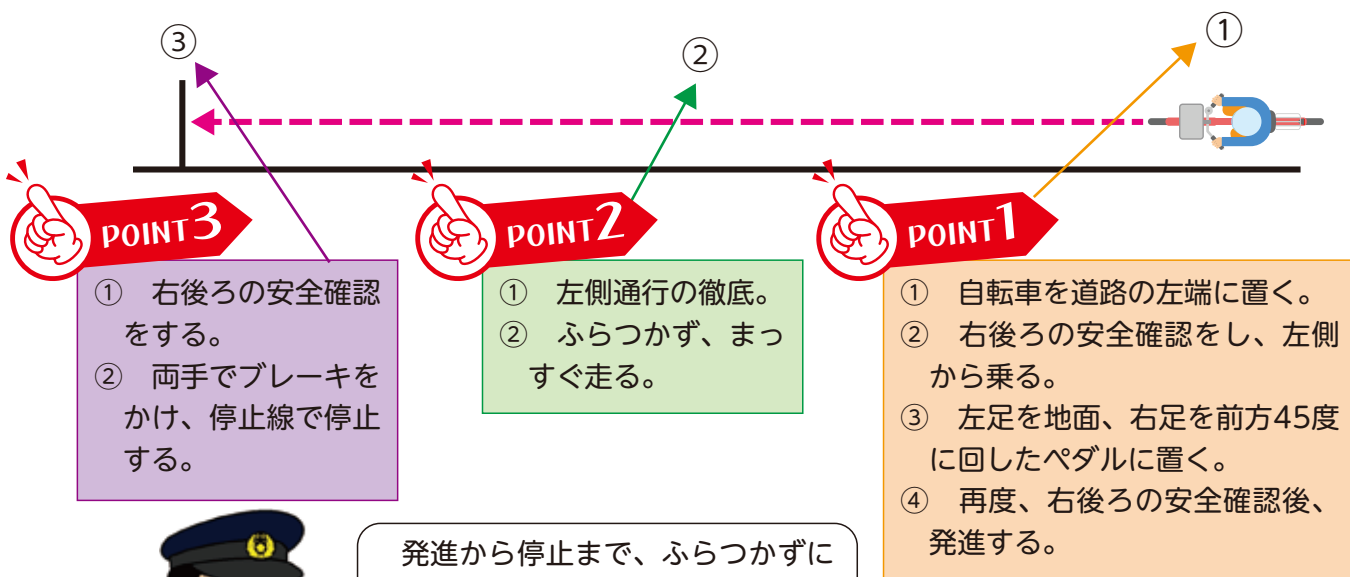
- ・車道側は車が通過するので、歩道側から乗り降りをする。
- ・乗車、発進、停止する時は、右後方の安全確認をする。



《訓練コースと指導ポイント》（例）

用意する物

○石灰、ラインテープなど ○自転車 ○ヘルメット ※道路幅員任意



発進から停止まで、ふらつかずに自転車をコントロールできないと、安全確認もできないよ！

5

自転車の安全利用（中・高学年）



● 乗車前点検

「**ブ・タ・ハ・シャ・ベル**」の順番で点検を実施する。

- ・**ブ** ⇒ 「ブレーキ」 …ブレーキを握って自転車を前後に動かす。
- ・**タ** ⇒ 「タイヤ」 ……タイヤの空気圧、釘、石など刺さっていないか。
- ・**ハ** ⇒ 「ハンドル」 …ハンドルが曲がっていないか。
- ・**シャ** ⇒ 「車体」 ……サドルの高さ、チェーン、ライト、反射材、尾灯等は壊れていないか。
- ・**ベル** ⇒ 「ベル」 ……ベルは鳴るか、壊れていないか。

● ヘルメットの着用

- ・頭部保護の重要性(頭部を守ることが命を守る)を説明する。

● 通行区分

- ・自転車は原則車道の左端に沿って通行するが、13歳未満は歩道を通行することができる。
- ・左側に路側帯がある場合は、路側帯を通行する。



33ページ参照

● 歩道通行ができる場合

- ◇ 通行指定部分がある場合はその部分を通行し、なければ歩道の中央から車道寄りを徐行する。
- ◇ 歩道は歩行者優先。歩行者の通行を妨げるおそれがあれば一時停止する。

※ 「交通の方法に関する教則」の第2節（5）では、信号の有無にかかわらず、歩行者の進行を妨げるおそれがある時は、普通自転車に乗ったまま横断歩道を通行することを禁止している。

6

自転車での交差点の安全な通行（中・高学年）

● 信号機のある交差点の通行の仕方

- ・信号機に従って通行する。
- ・横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機の信号に従って通行する。

● 左折の方法

- ◇ 対面する信号機が赤なら停止線手前で停止し、青になったら道路の左端に沿って、後方の確認をして、速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように小さく曲がる。

● 右折の方法

- ◇ 対面する信号機が青なら左右及び後方の安全確認をして、できるだけ道路の左端に沿って交差点の反対側の角まで真っ直ぐ進み、再度後方の安全確認をして、停止する。その場で進む方向に向きを変え、発進の準備をして対面する信号機が青に変わるのを待つ。そして青になったら前後左右の安全確認をして、左端に沿ってゆっくり進行する。

● 信号機のない交差点の右左折方法

● 左折の方法

- ◇ あらかじめ後方の安全確認を行い、道路の左端に沿って速度を落とし、左右の確認を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように小さく曲がる。

● 右折の方法

- ◇ 交差点手前で左右の安全確認を行い、道路の左端に寄って交差点の向こう側の角まで真っ直ぐ進み、さらに左右及び後方の安全確認を行い、十分速度を落として大きく曲がる。

● 一時停止の標識のある場合

- ・ 停止線手前で必ず一時停止する。
- ・ 左右が確認できる位置まで少しずつ移動する。
- ・ 再度停止し、安全確認を行う。

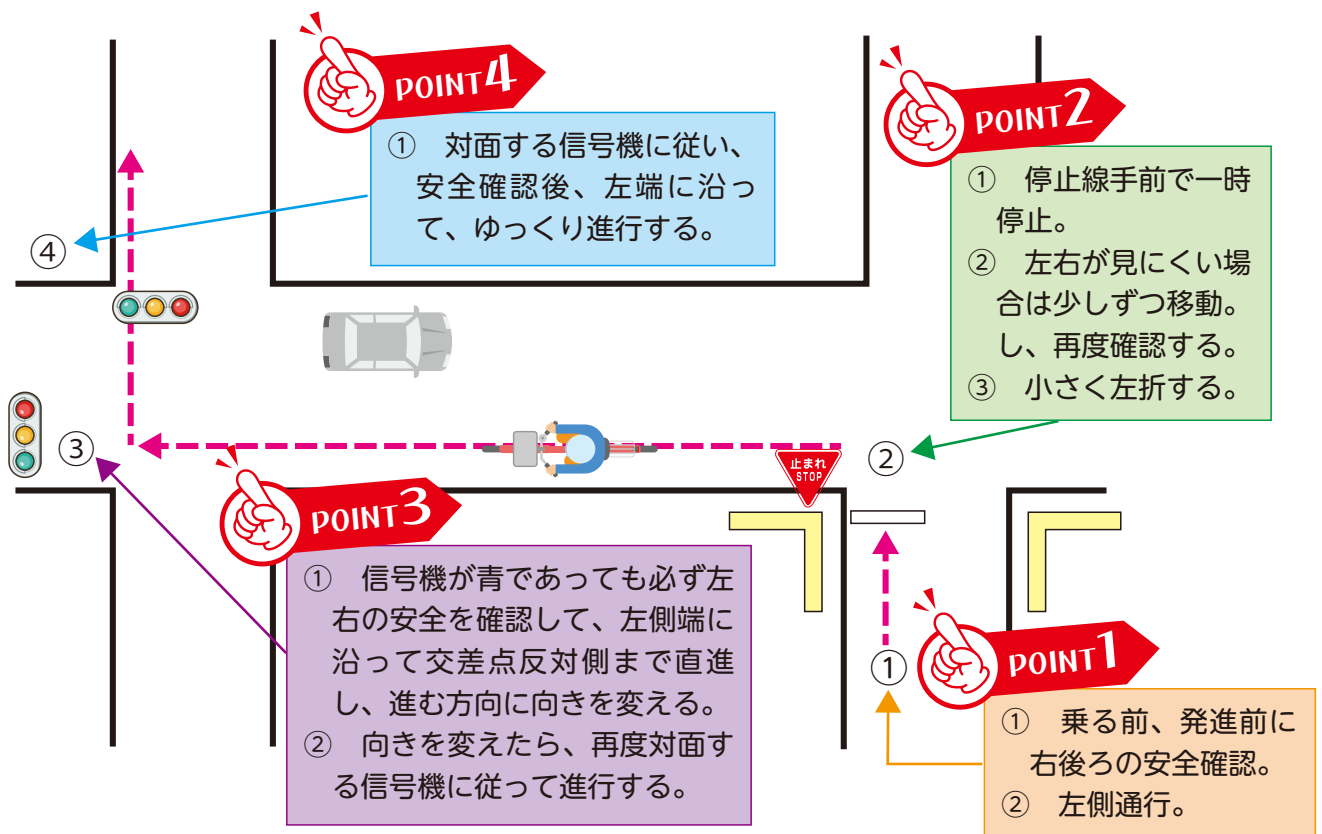
● 狭い道路から、広い道路に出る場合

- ・ 一時停止の標識が無くても、一時停止して安全確認を行う。

《訓練コースと指導ポイント》（例）

用意する物

- 石灰、ラインテープなど
- 模擬一時停止標識
- 段ボールなど（見通しを妨げる物）
- 模擬信号機（イラストでも可）
- ※ 道路幅員約5mずつ



7

自転車の交通ルールの遵守と交通事故防止(高学年)

● 交通ルールの確認

- ・ 通行区分、車道通行の原則、路側帯通行と歩道通行を教える。
- ・ 交差点の通行方法、自転車安全利用五則の励行を教える。
- ・ 自転車の交通ルールを理解させる。(自宅で家族に説明できるようにする。)

● 交通ルール遵守の重要性

- ・ 交通ルールを守らないことが交通事故に繋がることを理解させる。

● 決して行ってはならない危険な行為

- ・ 信号を無視する。
- ・ 見通しの悪い交差点で安全確認せずに進行する(一時不停止)。
- ・ 友達と競争して、道路、交差点に飛び出す。
- ・ 後方を確認せず、発進、急な進路変更若しくは斜め横断をする。
- ・ 手放し運転や、傘差し等による片手運転をする。
- ・ 友達と道いっぱいに広がって通行(並進)する。
- ・ 夕暮れ、夜間にライトを点けない。
- ・ 右側通行する。
- ・ スマートフォン等を使用しながら運転する。
- ・ イヤホン等を使用して音楽を聴きながら運転する。



これらの行為が、実際に交通事故に繋がっていることを説明し、その危険性を理解するまで繰り返し教えることが重要です。

● 自転車の特性と危険予測

- ・ 自転車も速度が速いほど、完全に停止するまでにかかる距離が伸びる。
- ・ 具体的状況(通学、下校時)において、どのような道や交差点に、どんな危険が潜んでいるかを自ら考えさせる。

● 自転車安全利用五則（令和4年11月1日より）

1 車道が原則、左側を通行



歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



8

保護者に対する指導**● 具体的指導内容**

- ・時間に余裕を持って通学できるようにする。
- ・忘れ物等予想外のことで、慌てて道路に飛び出すと交通事故に遭いやすいことから、前日に準備をしっかりとさせる。
- ・出掛けに叱られると注意力が低下することも多いため、笑顔で送り出す。
- ・明るい色の服装や持ち物になるよう心掛け、反射材を身につけさせる。
- ・交通安全施設（信号機、横断歩道等）の利用と信号の意味を再確認させる。
- ・確実に止まって安全確認しなければならない場所を具体的に示し、理解させる。
- ・道路で走ることが飛び出しにつながるため、道路では走らないよう指導する。

● 乗車用ヘルメットの着用について

- ・自転車での転倒や交通事故で死亡したり、後遺症が残るなど重大な結果を招くのは、主に頭部損傷によるものであることを指導し、乗車用ヘルメットの着用を意識づける。

● 自転車保険加入義務について

- ・自転車損害賠償責任保険等に必ず加入し、万が一の事故に備える。

● シートベルトの着用について

- ・シートベルトを着用していない場合の車外放出、同乗者とぶつかる危険性を教える。
- ・乗車したら、自ら着用する習慣をつけさせる。
- ・全席着用しなければならないことをこどもに意識付け、着用するまで出発しない。

● 家庭教育の重要性

こどもの交通安全指導で大切なことは、家庭や実際の場面での家族による指導です。話し合いや実際の場面を通じ、こどもに交通ルール等を覚えさせ、命の大切さ、思いやりの心、自らの安全を守ることができる行動を身につけさせるためには、家庭での教育が必要不可欠です。



5 中学生に対する交通安全教育

《中学生に対する交通安全教育の目的》

- 通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗用中に交通事故に遭うことが多くなることを自覚させる。
- 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させる。
- 思いやりをもって、自己の安全のみならず、他の人々の安全にも配慮できるようにする。

《基本的な心構え》

- 交通ルール等を遵守しなかった場合の危険性について理解させる。
- 自転車は「車両」であるという自覚のもと、交通ルール等を遵守しなかったために交通事故になることを理解させる。

● 社会的責任の自覚

- ◇ 加害者になれば、民事・刑事的責任を負い、将来に影響することを理解させる。
- ◇ 基本的な法律に対する知識の習得、運転者としての責任を自覚させる。



《中学生に対する交通安全教育の内容》

1

中学生が関係する交通事故の発生状況

● 中学生が関係する交通事故の発生状況の説明

・中学生が当事者となった交通事故事例を基に説明する。

● 中学生の交通事故の特徴

・自転車乗用中の事故が多いことを示す。
・交通事故を防ぐためには、どうすればよかったかを考えさせる。

2

歩行者としてのルールの再確認

● 交通ルールの遵守及びマナーの実践

→ 11・12ページ参照

・交通の妨げや他人に迷惑となる歩き方など話し合い等を通して考えさせることで、遵守すべき歩行者の交通ルール等を再確認させる。

● 危険予測と回避

・道路状況に応じた危険を予測させる。

● 幼児・児童・高齢者・障がいのある人の安全

・これらの人々が安全に通行できるよう手を貸し、自ら進んで助けるように指導する。

3

自転車の安全利用のために

● 点検整備

・点検を怠った自転車に乗ることの危険性を説明。
・点検方法の再確認させる（ブ・タ・ハ・シャ・ベル）。
・自転車店での点検・修理を勧める。

→ 14ページ参照

点検方法を
再確認しよう。

ブ・タ・ハ・シャ・ベル



● 正しい乗り方

・5つの「左」
「左から乗る」「左からブレーキ」「車道は左側」「停止時は左足から地面につく」
「左から降りる」

● 自転車安全利用五則の励行

● 乗車用ヘルメットの着用

→ 17ページ参照

・自転車乗用中に転倒したり交通事故に遭った場合に、頭部の負傷が多いことを踏まえ、乗車用ヘルメットの効果及び着用の努力義務化について説明する。

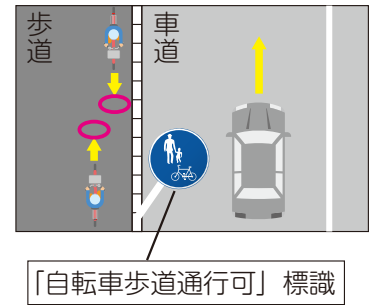
4

自転車の正しい乗り方

(1) 自転車は、車道を通るのが原則で、歩道は例外である

● 歩道通行ができる例外

- ・ 自転車歩道通行可の標識がある場合
 - ・ 自転車の運転者の年齢が13歳未満又は70歳以上である場合
 - ・ 工事等により、車道では自動車と接触するおそれがある場合
- 根拠：道路交通法第17条第1項



(2) 通行方法

● 自転車は車両である

- ・ 自転車も自動車と同様に車道の中央から左側部分の左側端に沿って通行しなければならない。

根拠：道路交通法第17条4項、同第18条第1項



● 路側帯の通行方法

- ・ 白線一本の路側帯は通行することができる。
- ・ 路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

※ 路側帯とは・・・歩道のない道路に白線で区切られた外側部分をいう。

根拠：道路交通法第17条の2

→ 28ページ参照

● 交差点の通行

- ・ 自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。
- 根拠：道路交通法第63条の6、同63条の7
- ・ 右左折の方法

→ 14・15ページ参照



(3) 安全ルールを守る

● 二人乗りの禁止

根拠：岐阜県道路交通法施行規則第10条

二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。

例外：16歳以上の運転者が幼児（6歳未満）を幼児用座席に乗車させる場合

罰則：2万円以下の罰金又は科料

● 軽車両の並進の禁止

根拠：道路交通法第19条

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

罰則：2万円以下の罰金又は科料



● 自転車の並進

根拠：道路交通法第63条の5

普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。

● 信号機の遵守と一時停止、安全確認

- ・信号機の信号等に従う義務

根拠：道路交通法第7条

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号等に従わなければならない。

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

過失（見落とし）は10万円以下の罰金

- ※ 横断歩道を通行して道路を横断する場合や歩行者用信号機に「歩行者・自転車用信号機」の標示がある場合は、歩行者用信号機に従わなければならない。



- ・一時停止と安全確認

根拠：道路交通法第43条

車両等は、道路標識等により、一時停止すべきことが指定されてるときは、停止線の直前で一時停止しなければならない。

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

過失（見落とし）は10万円以下の罰金



● 夜間のライト点灯

根拠：道路交通法第52条第1項前段

車両等は夜間（日没から日の出まで）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。

根拠：道路交通法施行令第18条第1項5号

自転車は公安委員会で定める灯火をつけなければならない。

罰則：5万円以下の罰金



(4) 主な禁止事項

● 走りながらの携帯電話使用、傘差し運転の禁止

根拠：道路交通法第71条第6項

岐阜県道路交通法施行規則第12条（2）・（3）

罰則：5万円以下の罰金

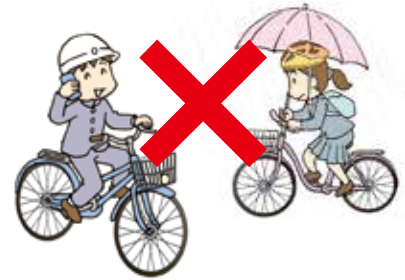
● イヤホン等を使用しての運転の禁止

根拠：道路交通法第71条第6項

岐阜県道路交通法施行規則第12条（8）

罰則：5万円以下の罰金

※ 安全な運転に必要な交通に関する音が聞こえない状態で自転車を運転しないよう指導する。



(5) 危険予測

● 「だろう・はず」より、まず「確認」

・周囲の状況を確認して、危険を予測するように指導する。

● ポイント

- ・危険を予測し、注意を払えば、咄嗟の危険回避が可能となる。
- ・自転車も他の車両同様に直ぐには止まれないことを理解させる。
- ・自動車には死角があり、車両の大きさに応じて死角の範囲も大きくなる。
- ・車両の内輪差を理解させる。

(6) 交通事故の場合

● 負傷者の救護義務（119番通報）

根拠：道路交通法第72条前段

交通事故があった時は、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

罰則：5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

10年以下の懲役又は100万円以下の罰金(事故当事者の場合)

1年以下の懲役又は10万円以下の罰金（軽車両の場合）

● 警察への届出義務（110番通報）

根拠：道路交通法第72条後段

交通事故の車両等の運転者は、警察官が現場にいる時は当該警察官に、警察官が現場にいない時は直ちに最寄りの警察署の警察官に、発生日時、発生場所、死傷者数、負傷の程度、損壊した物、その程度、その交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

● ポイント

- ・少しの接触事故で怪我がなくても、必ず現場で110通報させる。
- ・自転車も車両であるため、負傷者がいれば当然に救護義務がある。

● 自転車の交通事故で問われる責任

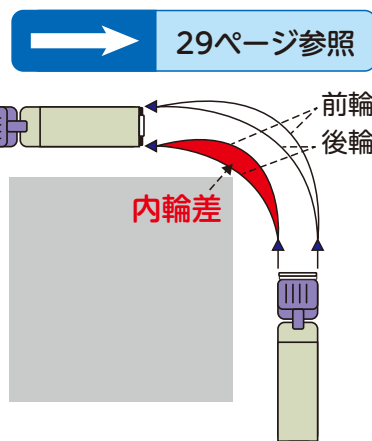
- ・刑事上の責任（重過失致死傷罪、過失致死傷罪）
- ・民事上の責任（被害者に対する損害賠償）

5

自動車等に関して知っておくべき事項

● 自動車等の特性

- ・ 死角、内輪差、速度と停止距離の関係等を理解させる。



● シートベルトの着用

- ・ 着用時の被害軽減効果について理解させる。
- ・ 全席着用が義務であることを理解させ、習慣化させる。

● 将来の運転者としての心得

- ・ 運転免許制度の意義を理解させる。

運転免許制度は、交通事故の防止を図る必要から運転者としての適格な能力のある者だけに運転の資格を与えること。

- ・ 運転免許の区分、取得年齢、取得方法の基本的な知識を理解させる。
- ・ 暴走行為、騒音運転、飲酒運転、無免許運転の反社会性、危険性、罰則について理解させる。

6

保護者に対する指導

● 交通安全は家庭から

- ・ 日常接する機会の多い父母等の保護者が適切な助言・指導を行うことが重要である。

● 自転車の点検整備

- ・ 定期的な点検と必要に応じた整備を行うとともに、ハンドル・ブレーキ・ライト・タイヤ等の点検事項を指導する。

14ページ参照

● 保護者の責任

- ・ こどもが起こした交通事故の監督責任を問われた保護者に賠償の支払い命令が出された実例を上げて、保護者の責任について指導する。

● 自転車保険加入義務

- ・ 近年、交通事故の加害者となった自転車利用者に対して高額賠償が命ぜられる判決が出ている現状から、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務であること説明する。
根拠：岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第15条

● 保護者との連携

- ・ 保護者に対して啓発用の資料を配付し、日常生活において交通安全教育を実施するよう働き掛ける等、連携を図るよう努める必要がある。

18ページ参照

6

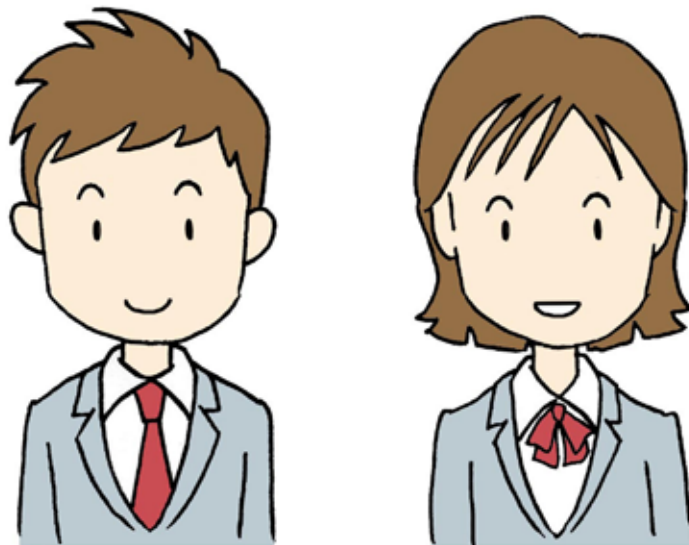
高校生に対する交通安全教育

《高校生に対する交通安全運動教育の目的》

- 自転車の利用者として、また将来の自動車運転者として安全な走行をするために、必要な技能及び知識を習得させる。
- 社会的な責任を持って行動できるような健全な社会人を育成する。

《基本的な心構え》

- 高校生は、自動車等の運転免許を取得することが可能な年齢に達することから、運転免許制度の理解をはじめ、自動車等の運転者としての知識とマナーを養成し、運転者としての責任を理解させる。
- 交通社会の一員として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再認識させる。
- これまでに習得した道路での禁止行為、周囲の人の迷惑になる行為の反社会性についての理解を深めさせる。



《高校生に対する交通安全教育の内容》

1

高校生が関係する交通事故の発生状況

● 高校生が関係する交通事故の発生状況の説明

・ 高校生が当事者となった交通事故事例を基に説明する。

● 高校生の交通事故の特徴

・ 高校生は自転車事故に加え、二輪車事故についても触れ、それぞれの事故原因を考えさせる。
・ 自転車事故が多くなることから、具体的な交通事故例を基にどうすれば良いかを考えさせる。

2

交通安全対策の概要

● 交通事故を防止するために、様々な施策が講じられていることを理解させる。

● 交通指導取締り、交通規制、道路の整備、車両の改良などの施策を理解させる。

3

交通社会の一員としての自覚

● 交通ルールの遵守及び交通マナーの実践

・ 交通ルール等を守らないことにより、周囲の人に迷惑となる行為等（反社会性）について理解させる。

4

運転者の責任

● 民事、刑事上の責任

・ 自動車等の運転には自動車運転免許という資格を要し、高度の注意義務を伴うものであることを理解させる。
・ 自動車等の運転で注意義務を怠るなど交通ルールを遵守しないことにより、交通事故を起こすと、民事上、刑事上及び行政上の責任を負わなければならないことを理解させる。

5

交通安全活動への参加

● 道路交通の安全を確保するために
行われている活動を紹介し、高校生の
果たし得る役割を考えさせ、
積極的な参加を促す。



6

自転車の安全利用

● 基本的事項

- ・ これまでに習得した安全に自転車を利用するために必要な技能と知識を再確認させることにより、道路及び交通の状況に応じて、安全に走行できるようにする。
- ・ 交通ルール等についての総復習を行う。
- ・ 自転車乗車中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を事例に挙げて説明する。
- ・ 交通ルール等を遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行できるよう指導する。

● 乗車用ヘルメットの着用

- ・ 自転車乗用中に転倒したり、死亡事故となる原因は頭部の負傷が多いこと、乗車用ヘルメットの効果及び着用の努力義務化について説明する。

根拠：道路交通法第63条の11

岐阜県自転車の安全で適正な自転車の利用の促進に関する条例第13条

● 自転車保険の加入義務

- ・ 自転車乗用中に交通事故を起こし、高額な損害賠償の支払い命令が出された事例及び、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務であることを説明する。

根拠：岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第15条

● 自転車の正しい乗り方



13～17、21～23ページ参照

7

交通事故発生時の措置

● 負傷者の救護

- ・ 日頃から応急救護方法を確認し、訓練する。

● 119番通報

- ・ いつ、どこで、何があったか、負傷人数、負傷状況を通報する。

● 110番通報

- ・ 相手の人と話だけで終わらず、必ずその場で110番通報し、交通事故の届出をする。



23ページ参照

● ポイント

- ・ 通報中など不用意に道路へ出ると、危険である。
- ・ 事故後は、気が動転しやすいため、冷静に対応するとともに、一人での対応が困難な場合は、周りの大人に助けを求めることも重要である。
- ・ 自転車で歩行者と衝突し、怪我をさせたにもかかわらず、そのまま立ち去ってしまうことは「救護義務違反（ひき逃げ）」であり、犯罪であることを教える。
- ・ 事故後、「大丈夫です」と言ってそのまま立ち去り、後日相手不詳の人身交通事故で届出されるケースがあるため、現場での110番通報を徹底させる。

7

参考資料

1

歩行者の通行区分

● 道路交通法第10条第1項

歩行者は、歩道や歩行者の通行に十分な幅員がある路側帯がない道路では、道路の右側端に寄って通行しなければならない。

● 道路交通法第10条第2項

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員がある路側帯と車道の区別がある道路においては、歩道又は路側帯を通行しなければならない。

2

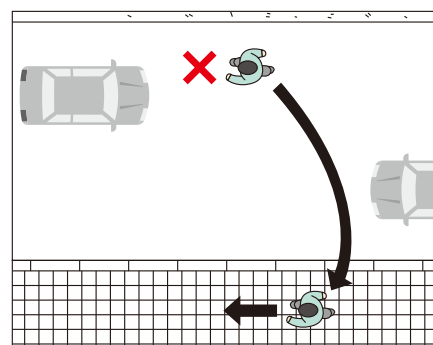
歩道

● 道路交通法第2条第1項第2号

歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他にこれに類する工作物によって区画された道路の部分を用いる。

● 道路交通法第10条第2項

歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、歩道等を通行しなければならない。

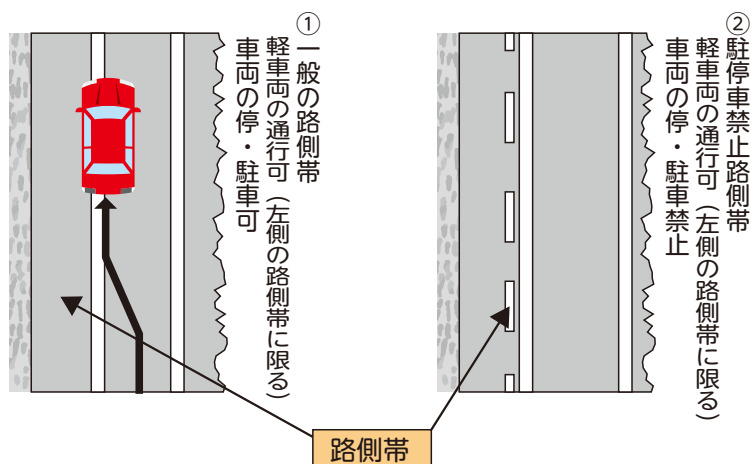


3

路側帯

● 道路交通法第2条第1項第3号の4

歩行者の通行のためのスペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道のない道路や、歩道のない側の路端寄りに、道路標示（白線）によって区画された部分をいう。

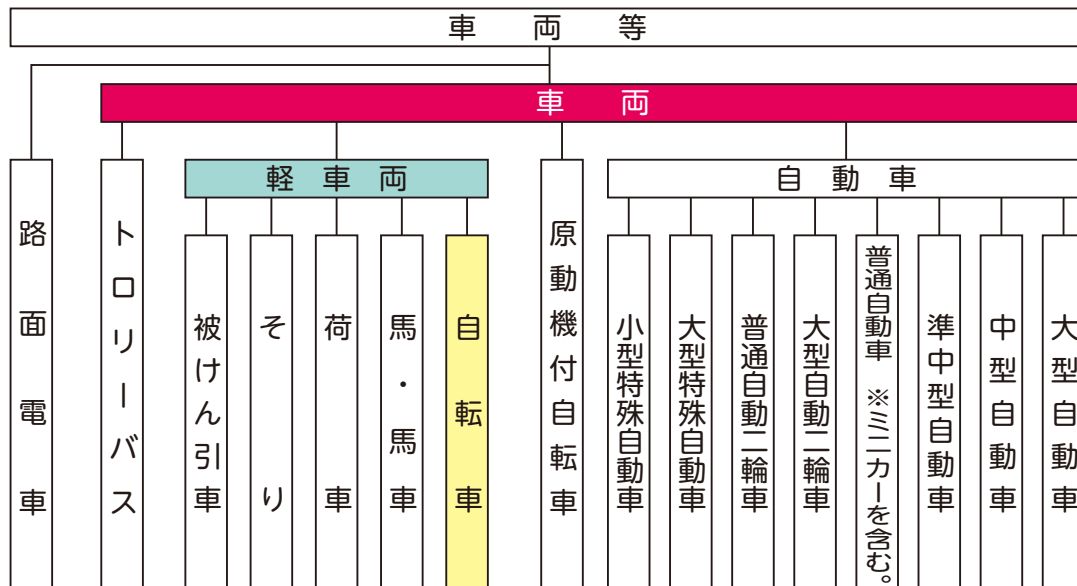


4

車両等

● 道路交通法第2条第1項第8号

自動車、原動機付自転車、軽車両およびトロリーバスの総称を車両といいます。



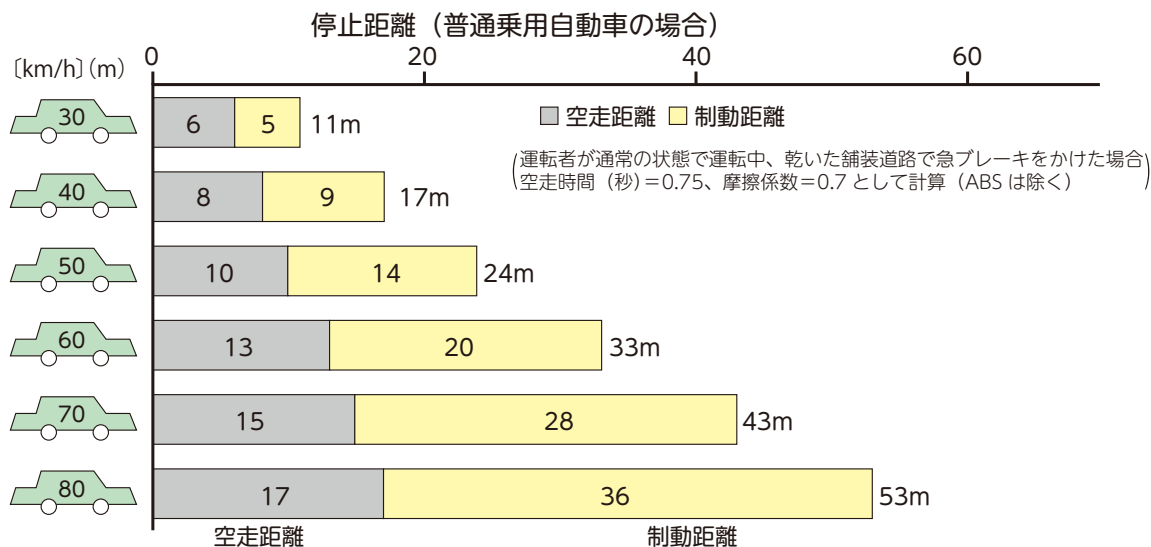
* 自転車は車両です。歩行者とは道路交通法上の取り扱いが異なります。

● 車の停止距離

運転者が危険を感じて、ブレーキを踏み、ブレーキが実際に効き始めるまでの間に車が走る距離を「空走距離」といい、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離を「制動距離」といいます。

「空走距離」と「制動距離」を合わせた距離が停止するために必要な距離となります。これを「停止距離」といいます。

この停止距離は、速度が速いほど、長くなります。詳しくは、下のグラフの通りです。



5

横断歩道

● 道路交通法第2条第4号

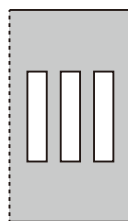
道路標識または道路標示によって歩行者が横断するための場所であることを示している道路の部分を用いる。



一般



小学校等の周辺



路面標示

横断歩道等あり
(ダイヤモンド)

● 道路交通法第12条第1項

歩行者は、横断歩道がある場所の付近では、その横断歩道によって横断しなければならない。

● 道路交通法第12条第2項

歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

● 道路交通法第13条第1項

歩行者は車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。

● 道路交通法第13条第2項

歩行者は、道路標識によって横断が禁止されている道路の部分では横断してはならない。



歩行者横断禁止

6

自転車横断帯

● 道路交通法第63条の6

自転車は、自転車横断帯がある場所の付近では、その自転車横断帯によって横断しなければならない。

● 道路交通法第63条の7第1項

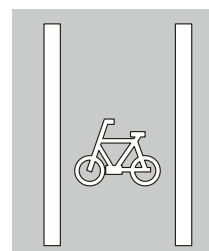
交差点に自転車横断帯があるときは、自転車は、その自転車横断帯を進行しなければならない。



横断歩道・自転車横断帯



自転車横断帯のみ



路面標示

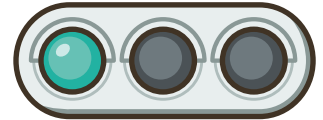
7

信号機の灯火（歩行者・自転車）

- 道路交通法第4条第4項
- 道路交通法第7条
- 道路交通法施行令2条第1項

(1) 青色の灯火

- ・歩行者は、進むことができる。
- ・自転車は、直進し、左折することができる。
- ※ 右折する時は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるまで待つ。



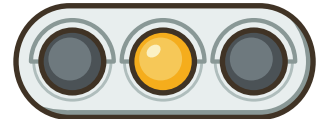
青色の灯火

(2) 黄色の灯火

- ・歩行者は、道路の横断を始めてはならない。
- ・横断中の歩行者は、すみやかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければならない。
- ・自転車は、停止位置をこえて進行してはならない。
- ※ 停止位置とは

停止線の標示があるところでは、その直前をいい、ない場合は次のとおり

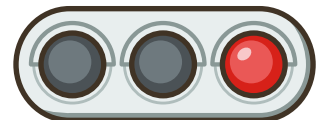
- ① 交差点では、その直前（横断歩道が設けられている場合はその直前）
- ② 交差点以外で、横断歩道、自転車横断帯、踏切があれば、その直前
- ③ 交差点以外で横断歩道もなければ、信号機の直前



黄色の灯火

(3) 赤色の灯火

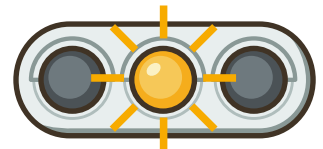
- ・歩行者は、横断してはならない。
- ・自転車は、停止位置をこえて進行してはならない。



赤色の灯火

(4) 黄色の灯火の点滅

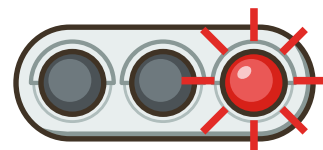
- ・歩行者及び自転車は他の交通に注意して進むことができる。



黄色の灯火の点滅

(5) 赤色の灯火の点滅

- ・歩行者は他の交通に注意して進むことができる。
- ・自転車は停止位置で一時停止し、安全確認をした後進行することができる。



赤色の灯火の点滅

(6) 歩行者用信号機の青色の灯火

- ・歩行者は進むことができる。
- ・普通自転車は、横断歩道において、直進し、左折できる。
- ・右折するときは、横断歩道において右折地点まで直進し、そこで向きを変え、待機することができる。



青色の灯火

(7) 歩行者用信号機の青色の灯火の点滅

- ・歩行者は横断を始めてはならない。
- ・横断中の歩行者は、速やかに横断を終えるか、引き返さなければならない。
- ・横断歩道を進行しようとする普通自転車は、横断を始めてはならない。



青色の灯火の点滅

(8) 歩行者用信号機の赤色灯火

- ・歩行者は横断してはならない。
- ・横断歩道を進行しようとする普通自転車は、横断を始めてはならない。

※ 「交通の方法に関する教則」では、歩行者の進行を妨げるおそれがあるときは、普通自転車に乗ったまま横断歩道を通行することを禁止している。



赤色の灯火

(9) 「歩行者・自転車専用」歩行者用信号機

- ・歩行者・自転車専用と標示のある信号機があるところでは自転車は、歩行者用信号機に従わなくてはならない。



歩行者・自転車専用信号機

8

自転車の通行区分

(1) 車道通行

● 道路交通法第17条第1項（抜粋）

自転車は、歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

(2) 左側通行

● 道路交通法第17条第4項（抜粋）

● 道路交通法第18条第1項（抜粋）

自転車は、道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければならない。

(3) 路側帯通行

● 道路交通法第17条の2

軽車両は、著しく歩行者の通行の妨げになる場合や、歩行者専用路側帯を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができる。

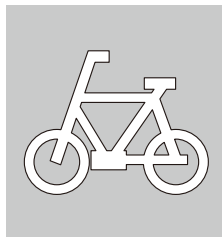
(4) 歩道通行

● 道路交通法第63条の4第1項（抜粋）

● 道路交通法施行令第26条

普通自転車は、次の場合には、歩道を通行することができる。

- ① 道路標識や道路標示によって歩道通行できるとされているとき。
- ② 普通自転車の運転者が13歳未満、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者であるとき。
- ③ 車道または、交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。



「普通自転車の歩道通行可」の道路標示



「普通自転車歩道通行可」の標識

※ やむを得ないと認められるとき・・・とは

交通の方法に関する教則参照

- ① 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側を通行することが困難な場所を通行する場合
- ② 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合

9

一時停止

● 道路交通法第43条

車両等は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線の）直前で一時停止しなければならない。

※ 最近では、増加する外国人運転者に対応するため「STOP」と英語標記が追加されています。



一時停止の標識

10

交差点の安全進行義務

● 道路交通法第36条第4項

車両等は、交差点に入ろうとする場合、及び交差点を通行する時は、当該交差点の状況に応じ、「交差道路を通行する車両等」「反対方向からくる右折車両等」「当該交差点または、その直近で道路を横断する歩行者」に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。



11

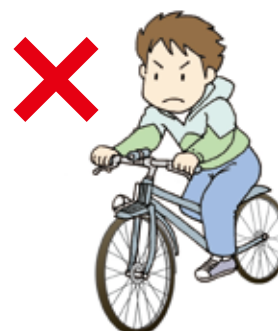
乗車用ヘルメットの着用

● 道路交通法第63条の11

● 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第13条第1項、第2項

・ 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

・ 児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを被らせるよう努めなければならない。



12

自転車運転者講習

● 道路交通法第108条の3の4

14歳以上の自転車運転者が過去3年以内に2回以上の危険行為を繰り返した場合、交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が当該運転者に対して受講を義務づける講習のことを、自転車運転者講習といいます。

講習時間は3時間で、受講命令に違反した場合には、5万円以下の罰金が科せられます。

※ 危険行為としては、以下の違反が定められています。

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立ち入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反
- ⑧ 交差点優先車妨害
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反
- ⑮ 妨害運転



13 規制標識

禁止、規制、制限等の内容を知らせるもので、道路交通法に基づき、路側若しくは道路上方に設置されている。

〈抜粋〉

通行止め



車両通行止め



車両進入禁止



自転車通行止め



歩行者通行止め



歩行者横断禁止



自転車及び歩行者専用



歩行者専用



指定場所一時停止



指定方向外進行禁止



一方通行



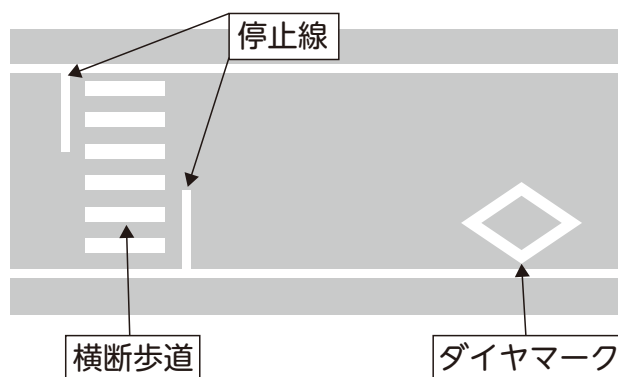
横断歩道 (一般)



横断歩道 (学校等付近)



道路標示



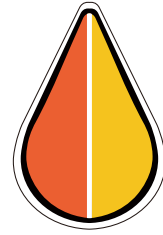
14 車の標示マーク



初心者マーク



高齢運転者マーク(新)



高齢運転者マーク(旧)



身体障害者マーク



聴覚障害者マーク

15 自転車関係の安全性マーク

TSマーク



BAAマーク



SGマーク



JISマーク



第三種TSマーク
(緑色マーク)



(3.5×3cm)

第二種TSマーク
(赤色マーク)



(3.5×3cm)

第一種TSマーク
(青色マーク)



(3.5×3cm)

8

警察からのお知らせ

★ 交通安全情報「RAI・REN通信」

県警では、交通安全教育等に活用いただけるよう、交通安全情報「RAI・REN通信」を配信しています。

県警ホームページに掲載していますので、是非ご活用下さい。

県警ホームページ

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>



★ 県警交通安全情報ツイッター

県警ではツイッターでも交通安全情報を配信しています。是非フォローをお願いします。

交通安全情報ツイッター

URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



★ 交通安全教育班（ブルーシグナル）

交通安全教育班は、交通安全教育車（かるがも号）で県内全域を巡回し、自転車シミュレータ等を活用した交通安全教育や運転適性検査等を実施しています。

ご要請、お問い合わせは、下記連絡先までよろしく申し上げます。（事前予約制）

【連絡先】

岐阜県警察本部交通部交通企画課
交通安全教育班（ブルーシグナル）

Tel. **058-271-2424**（内線5035）



★ 自転車シミュレータ

自転車とコンピューターを連結させたシステムで、前面モニターの市街地等の画面に、車や歩行者が映し出され、色々な場면을仮装走行し、自転車の安全な乗り方を学ぶものです。



★ 各警察署一覧

警察署	〒/☎/所在地	管轄市町村
岐阜中	500-8812 ☎058-263-0110 岐阜市美江寺町2-10	岐阜市のうち東海道線及び高山線以北で長良川以南の区域
岐阜南	500-8268 ☎058-276-0110 岐阜市茜部菱野1-88	岐阜市のうち東海道線及び高山線以南の区域（柳津町を除く）
岐阜北	502-0803 ☎058-233-0110 岐阜市上土居2-2-22	岐阜市のうち長良川以北の区域
各務原	504-0813 ☎058-383-0110 各務原市蘇原中央町2-1-3	各務原市
岐阜羽島	501-6105 ☎058-387-0110 岐阜市柳津町梅松3-108	岐阜市のうち柳津町の区域 羽島市 羽島郡
海津	503-0655 ☎0584-53-0110 海津市海津町福岡341-2	海津市
養老	503-1251 ☎0584-34-0110 養老郡養老町石畑1149-1	大垣市のうち上石津町の区域 養老郡
垂井	503-2124 ☎0584-22-0110 不破郡垂井町宮代2875	不破郡
大垣	503-0838 ☎0584-78-0110 大垣市江崎町422-10	大垣市（上石津町を除く） 安八郡
揖斐	501-0603 ☎0585-23-0110 揖斐郡揖斐川町上南方4-5	揖斐郡
北方	501-0431 ☎058-324-0110 本巣郡北方町北方3219-27	瑞穂市 本巣市 本巣郡
山県	501-2105 ☎0581-22-0110 山県市高富2383-1	山県市
郡上	501-4211 ☎0575-67-0110 郡上市八幡町中坪3-3-1	郡上市
関	501-3217 ☎0575-24-0110 関市下有知106-8	関市 美濃市
加茂	505-0034 ☎0574-25-0110 美濃加茂市古井町下古井2610	美濃加茂市 加茂郡
可児	509-0202 ☎0574-61-0110 可児市中恵土2313-2	可児市 可児郡
多治見	507-0054 ☎0572-22-0110 多治見市宝町6-65	多治見市 瑞浪市 土岐市
中津川	508-0045 ☎0573-66-0110 中津川市かやの木町1-30	中津川市
恵那	509-7203 ☎0573-26-0110 恵那市長島町正家514-2	恵那市
下呂	509-2517 ☎0576-52-0110 下呂市萩原町萩原1572-1	下呂市
高山	506-0851 ☎0577-32-0110 高山市大新町5-68-1	高山市 大野郡
飛騨	509-4252 ☎0577-73-0110 飛騨市古川町朝開町1401	飛騨市



令和5年4月

岐阜県警察本部

交通企画課

岐阜市藪田南2丁目1番1号

Tel. **058-271-2424**